

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱の取扱要領

〔 令和 8 年 3 月 27 日
都市整備部長決裁 〕

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱の取扱要領（平成26年9月25日都市整備部長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第30条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（様式）

第 2 条 様式は、次の表のとおりとする。

様式	様式の名称	根拠条文
第 1 号	木造住宅耐震改修等補助事業 事前申込書	要綱第 7 条第 1 項
第 2 号	木造住宅耐震改修等補助事業 実施同意書	要綱第 7 条第 1 項
第 3 号	木造住宅耐震改修等補助事業 市税納付に関する調査同意書	要綱第 7 条第 1 項
第 4 号	木造住宅耐震改修等補助事業 抽選結果通知書	要綱第 8 条
第 5 号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付申請書	要綱第 9 条
第 6 号	木造住宅耐震改修等補助事業 取下げ届出書	要綱第 10 条
第 7 号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付決定通知書	要綱第 11 条第 2 項
第 8 号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金不交付決定通知書	要綱第 11 条第 3 項
第 9 号	木造住宅耐震改修等補助事業 取止め届出書	要綱第 14 条第 1 項

第10号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付決定取消通知書	要綱第14条第2項 要綱第23条第2項
第11号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付決定変更申請書	要綱第15条第1項
第12号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付決定変更通知書	要綱第15条第2項 要綱第19条第2項
第13号	木造住宅耐震改修等補助事業 中間報告書	要綱第17条第1項
第14号	木造住宅耐震改修等補助事業 完了実績報告書	要綱第18条第1項
第15号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金額確定通知書	要綱第19条第1項
第16号	木造住宅耐震改修等補助事業 委任状兼代理権授与通知書	要綱第20条第2項
第17号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金交付請求書	要綱第21条第1項
第18号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金返還命令書	要綱第24条第1項
第19号	木造住宅耐震改修等補助事業 委任状	要綱第25条第2項
第20号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金台帳記載事項証明申請書	要綱第28条第1項
第21号	木造住宅耐震改修等補助事業 補助金台帳記載事項証明書	要綱第28条第2項

(事前申込書の提出期限)

第3条 要綱第7条第1項の事前申込書の提出期限は、別に定めるものとする。

(事前申込書の添付書類)

第4条 要綱第7条第1項の事前申込書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象住宅の付近見取図
- (2) 対象住宅の着工時期および所有者が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、建物登記事項証明書、固定資産名寄帳兼課税台帳等）の写し
- (3) 耐震診断の評価内容および耐震診断結果を確認できる書類（以下「耐震診断結果報告書」という。）の写し
- (4) 対象住宅の所有者が共有であるときは、実施同意書（様式第2号）
- (5) 希望者が木造住宅購入予定者であるときは、売買契約書の写し
- (6) 市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書（様式第3号）
- (7) その他建築指導課長が必要と認める書類
（抽選および繰り上げ当選）

第5条 要綱第7条第3項の抽選は、次の各号により行うものとする。

- (1) 抽選は公開により行い、日時および場所は事前に公表するものとする。
- (2) 抽選は無作為により行い、当選者のほか補欠者の順位を決定するものとする。
- (3) 補欠者の順位は、当選者を除く希望者全員について抽選により決定した順序をもってこれに充てるものとする。
- (4) 当選者が辞退したとき又は交付申請を行わないときは、補欠者の順位に従い繰り上げ当選者を決定するものとする。
- (5) 抽選の結果は記録し、建築指導課において適切に保存するものとする。
- (6) その他抽選に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（補助金交付申請書の添付書類）

第6条 要綱第9条の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に耐震改修設計を含むときは、耐震改修等に要する費用の見積書の写し

- (2) 補助対象経費に耐震改修設計を含まないときは、次に掲げる書類
- ア 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
 - イ 耐震改修工事の実施に必要な設計図書（耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図（壁仕様、金物・雑詳細図）等）
 - ウ 改修後の耐震診断結果報告書の写し
- (3) その他建築指導課長が必要と認める書類
（補助金交付決定変更申請書の添付書類）

第7条 要綱第15条第1項の補助金交付決定変更申請書に添付する書類は、当該変更の内容に応じ、第4条および第6条により提出した書類のうち、変更に係る部分に関する書類とする。

2 前項に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の実施に必要な変更設計図書
- (2) 改修後の耐震診断結果報告書に変更があるときは、その写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、建築指導課長が必要と認める書類
（耐震改修設計完了後の書類の提出）

第8条 要綱第13条第2項第3号に規定する書類は、耐震改修設計が完了し、耐震改修工事に着手する前に提出しなければならない。提出すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第6条第2号イおよびウに掲げる書類
- (2) その他建築指導課長が必要と認める書類
（中間報告書の添付書類）

第9条 要綱第17条第1項の中間報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る内容が含まれるすべての契約書の写し
- (2) 耐震補強箇所ごとの施工前および施工中（壁等で覆われる前の段階）の状況が確認できる施工写真
- (3) 確認済証の写し（建築確認が必要なときに限る。）
- (4) その他建築指導課長が必要と認める書類

(完了実績報告書の添付書類)

第10条 要綱第18条第1項の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (2) 補助対象経費に係る工事の施工写真（前条により提出した施工写真を除く。）
- (3) 検査済証の写し（建築確認が必要なときに限る。）
- (4) 補助決定者が木造住宅購入予定者であるときは、対象住宅の所在地が記載された住民票
- (5) その他建築指導課長が必要と認める書類
(代理受領時の添付書類)

第11条 代理受領を行う補助決定者が、要綱第21条第2項の規定により添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第9条第1号の請求書に記載された額から、要綱第19条第1項により確定した補助金の額を差し引いた額に係る領収書の写し
- (2) その他建築指導課長が必要と認める書類
(補助金台帳記載事項証明申請書の添付書類)

第12条 要綱第28条第1項の補助金台帳記載事項証明申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた木造住宅の新たな所有者であることが確認できる書類（対象住宅の所在地が記載された住民票、建物登記事項証明書、固定資産名寄帳兼課税台帳等）の写し
- (2) その他建築指導課長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。